キャッシュレス納付
完全攻略マニュアル
e-Taxソフト(WEB版)

広島国税局
管理運営課
令和7年2月

～はじめに～

「e-Taxソフト（WEB版）」では、e-Taxソフトをインストールすることなく、Webブラウザ上で申請や納付ができます。

広島国税局では、納税者の利便性向上のため、簡単で便利なキャッシュレス納付（ダイレクト納付、インターネットバンキング等による納付、振替納税、クレジットカード納付、スマホアプリ納付）の周知・広報に取り組んでいます。

このマニュアルでは、「e-Taxソフト（WEB版）」にて所得税徴収高計算書を作成し、納付手続を行うまでの流れ等を説明しています。

～目次～

1　e-Taxソフト（WEB版）フローチャート・・・・・Ｐ２

2　e-Taxソフト（WEB版）の利用にあたって・・・・Ｐ３

3　ダイレクト納付利用届出書の提出・・・・・・・・Ｐ４

4　動作環境チェック、事前準備セットアップ・・・・Ｐ７

5　e-Taxソフト（WEB版）へログイン・・・・・・・Ｐ11

6　基本情報の登録・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ13

7　所得税徴収高計算書の作成、送信・・・・・・・・Ｐ15

8　所得税徴収高計算書の納付手続・・・・・・・・・Ｐ22

9　法人税・消費税等の納付手続・・・・・・・・・・Ｐ29

10　よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ40

1　e-Taxソフト（WEB版）フローチャート

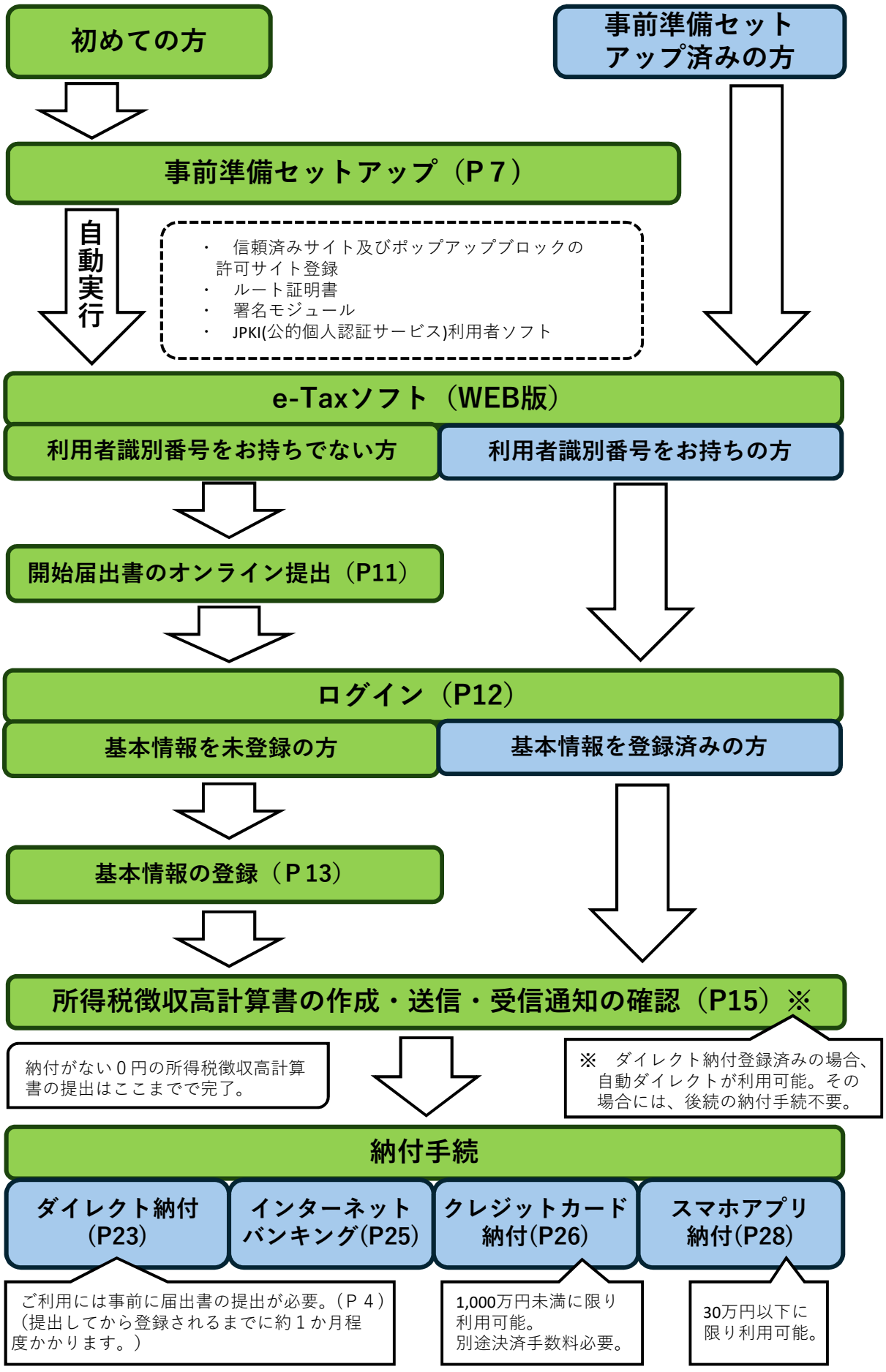

2　e-Taxソフト（WEB版）の利用に当たって

（１）　e-Taxソフト（WEB版）では、電子証明書の登録状態により、作成可能な手続が変わります。

【電子証明書が未登録の場合】	【電子証明書が登録済みの場合】
・　納付情報登録依頼 ・　納税証明書の交付請求 （署名省略分） ・　所得税徴収高計算書	・　納付情報登録依頼 ・　納税証明書の交付請求 ・　所得税徴収高計算書 ・　給与等の源泉徴収票等の法定調書（及び同合計表） ・　所得税・消費税関係申請・届出 ・　申告書等の閲覧申請 ・　適格請求書（インボイス）発行事業者の申請・届出 ・　法人設立及び異動手続き関係※ ・　添付書類（ＰＤＦ）の送信

※　ご利用になれるのは、法人、税理士法人及び税理士（代理送信の場合に限る）の方に限られます。

◇　e-Taxソフト（WEB版）で作成・送信可能な所得税徴収高計算書

○　給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般）
○　給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納期特例分）
○　報酬・料金等の所得税徴収高計算書
○　利子等の所得税徴収高計算書
○　配当等の所得税徴収高計算書
○　定期積金の給付補てん金等の所得税徴収高計算書
○　非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書
○　償還差益の所得税徴収高計算書
○　上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等又は未成 年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書
○　割引債の償還金に係る差益金額の所得税徴収高計算書

（２）　利用上の注意事項

○　利用可能時間
利用可能時間は、e-Taxの利用可能時間に限られます。

○　事前準備セットアップ
既にe-Taxを利用されている方もe-Taxソフト（WEB版）を利用の際は「事前準備セット アップ」のインストールが必要です。

3　ダイレクト納付利用届出書の提出

（1）「国税庁」と検索し、国税庁ホームページへアクセスし、「納税に関する総合案内」をクリックします。

（2）「国税の納付手続」をクリックし、さらに「ダイレクト納付」をクリックします。

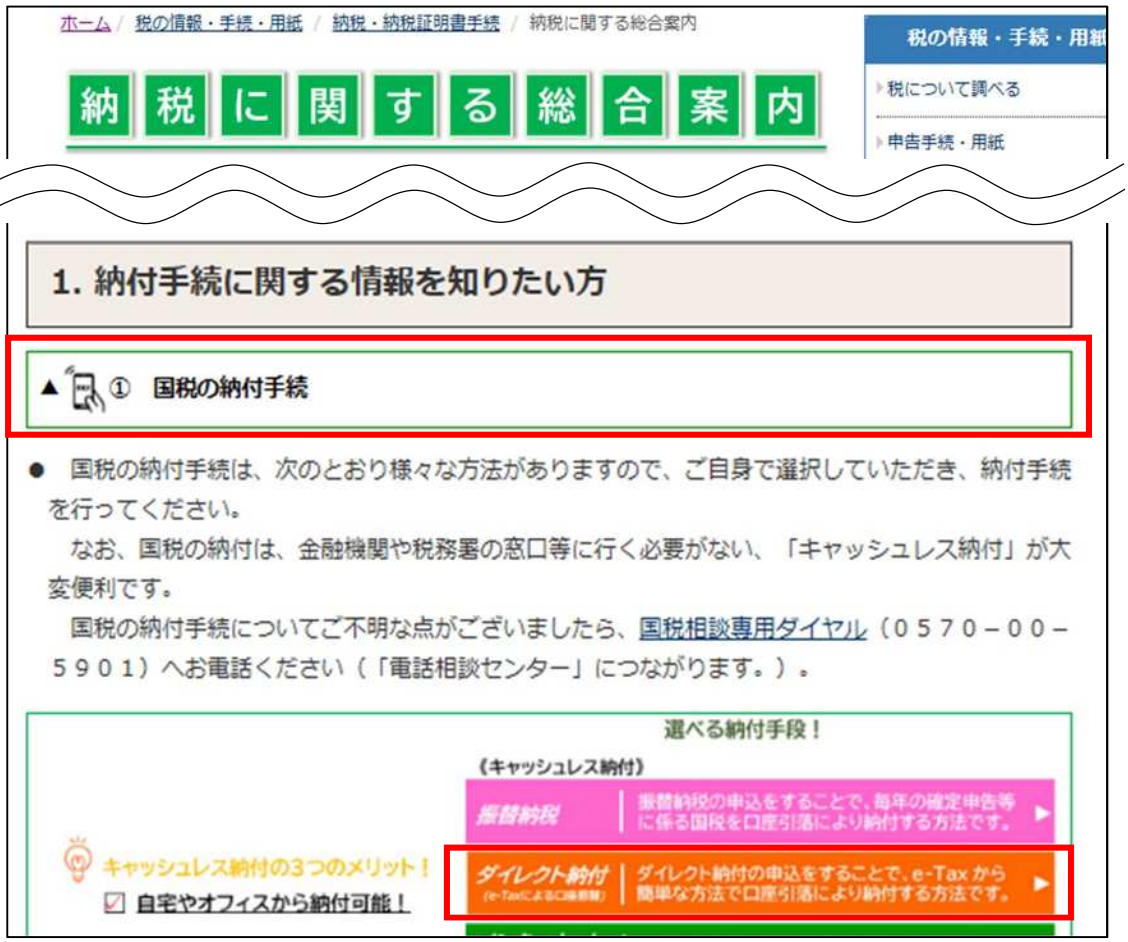

（3） 登録しようとする口座の金融機関がダイレクト納付利用可能な金融機関であるかを確認し、ダイレクト納付利用届出書に必要事項を入力または記載し、署名・届出印押印の上、書面にて管轄の税務署に提出します。

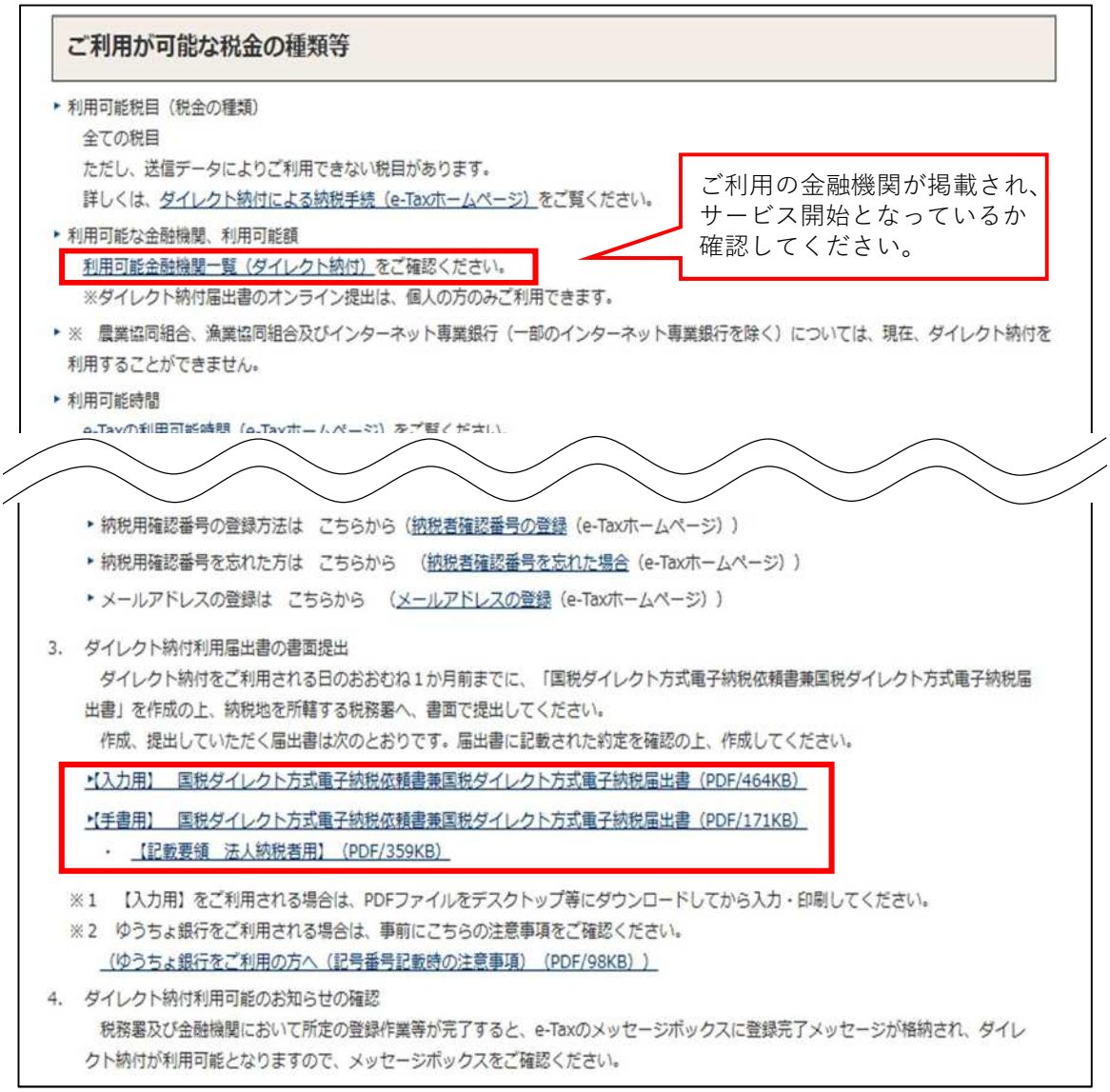

ご利用が可能な税金の種類等

▸ 利用可能税目（税金の種類）

全ての税目

ただし、送信データによりご利用できない税目があります。

詳しくは、ダイレクト納付による納税手続（e-Taxホームページ）をご覧ください。

▸ 利用可能な金融機関、利用可能額

利用可能金融機関一覧（ダイレクト納付）をご確認ください。

※ダイレクト納付届出書のオンライン提出は、個人の方のみご利用できます。

▸ ※ 農業協同組合、漁業協同組合及びインターネット専業銀行（一部のインターネット専業銀行を除く）については、現在、ダイレクト納付を利用することができません。

▸ 利用可能時間

e-Taxの利用可能時間（e-Taxホームページ）をご覧ください。

ご利用の金融機関が掲載され、サービス開始となっているか確認してください。

▸ 納税用確認番号の登録方法は こちらから（納税者確認番号の登録（e-Taxホームページ））

▸ 納税用確認番号を忘れた方は こちらから （納税者確認番号を忘れた場合（e-Taxホームページ））

▸ メールアドレスの登録は こちらから （メールアドレスの登録（e-Taxホームページ））

3. ダイレクト納付利用届出書の書面提出

ダイレクト納付をご利用される日のおおむね１か月前までに、「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」を作成の上、納税地を所轄する税務署へ、書面で提出してください。

作成、提出していただく届出書は次のとおりです。届出書に記載された約定を確認の上、作成してください。

▸【入力用】 国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書（PDF/464KB）

▸【手書用】 国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書（PDF/171KB）

・ 【記載要領 法人納税者用】（PDF/359KB）

※1 【入力用】をご利用される場合は、PDFファイルをデスクトップ等にダウンロードしてから入力・印刷してください。

※2 ゆうちょ銀行をご利用される場合は、事前にこちらの注意事項をご確認ください。

（ゆうちょ銀行をご利用の方へ（記号番号記載時の注意事項）（PDF/98KB））

4. ダイレクト納付利用可能のお知らせの確認

税務署及び金融機関において所定の登録作業等が完了すると、e-Taxのメッセージボックスに登録完了メッセージが格納され、ダイレクト納付が利用可能となりますので、メッセージボックスをご確認ください。

【注意事項】

ダイレクト納付利用届出書を書面で提出してから、利用可能となるまで、約１か月程度かかります。

メッセージボックスに「ダイレクト納付登録完了通知」が格納されると利用可能となります。

【参考】ダイレクト納付利用届出書

法人番号	

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和　年　月　日提出

税務署長　あて

氏名（法人名及び代表者氏名）

私（当社）は、国税について、電子納税（ダイレクト方式）を利用することとしたいので届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私（当社）に代わって電子納税（ダイレクト方式）手続の実行ができるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関　御中

私（当社）は、国税の納付を電子納税（ダイレクト方式）により納付することとしたいので、下記約定を承認の上、依頼します。

1　指定預貯金口座

住　所 （所在地）	（〒　　－　　）電話　（　　） （申告納税地）		（金融機関お届け印） （印影が不鮮明な場合等は、こちらにも押印してください。）
氏　名 （法人名及び代表者氏名）	（フリガナ）		
指定金融機関	銀　行・信用金庫 労働金庫・農　協 信用組合・漁　協	本　店・支　店 本　所・支　所 出張所	
預金種別	1　普通　2　当座　3　納税準備	口座番号 （ゆうちょ銀行以外）	
ゆうちょ銀行	記号番号	－	

2　振替日時：納付情報送付日時
3　利用開始日：ダイレクト方式電子納税（ダイレクト納付）登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

（不備事由）
1　金融機関番号エラー
2　整理番号等未登録
3　重複入力
4　口座情報不完全
5　その他

入力	訂正入力	送付登録

金融機関番号	
整理番号	

約　定

一　国税庁の電子情報処理組織を使用して私（当社）名義の国税の納付に必要な情報（以下「納付情報」という。）が送付されたときは、私（当社）に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
二　前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出はいたしません。
三　指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私（当社）に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
四　この契約は、貴店（組合）が相当の事由により必要と認めた場合には私（当社）に通知されることなく解除されても異議はありません。
五　この契約を解除する場合には、私（当社）から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
六　この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店（組合）の責によるものを除き、貴店（組合）には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

（不備返却事由）
A　印鑑相違
B　印鑑不鮮明
C　口座番号相違
D　口座該当なし
E　名義人相違
F　住所相違
G　支店名相違
H　その他
（備考）

受付印	印鑑照合検印

（口座識別番号）

（認証番号）

4　動作環境チェック、事前準備セットアップ

（1）「e-Tax」と検索し、e-Tax ホームページへアクセスし、ログインをクリックします。

（2）個人の方、法人の方どちらかを選択しクリックします。

（3）　e-Taxソフト（WEB版）を初めて利用する場合には、事前準備セットアップのインストールが必要なため、動作環境のチェックをします。

【事前準備セットアップが必要な場合】

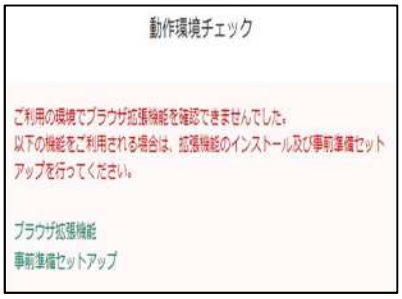

P 8へ

【事前準備セットアップが不要な場合】

P 11へ

（４） 動作環境チェックで「ブラウザ拡張機能」をクリックします。
ブラウザの種類によって手順が異なるため、
Google Chromeの方は次の（５）、Microsoft Edgeの方はＰ９（６）へ進みます。

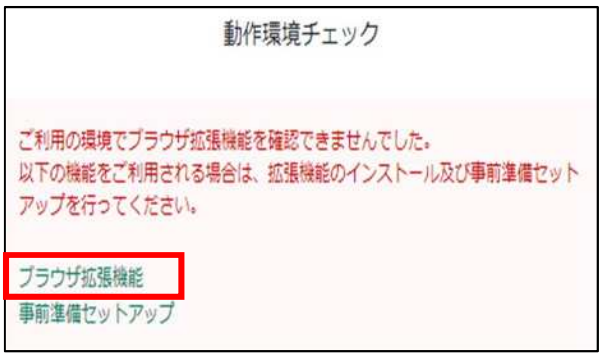

（５） 【Google Chromeの方】

① 「Chromeウェブストア」のページが別画面で表示されますので、
「Chromeに追加」をクリックします。

② 「拡張機能を追加」をクリックします。

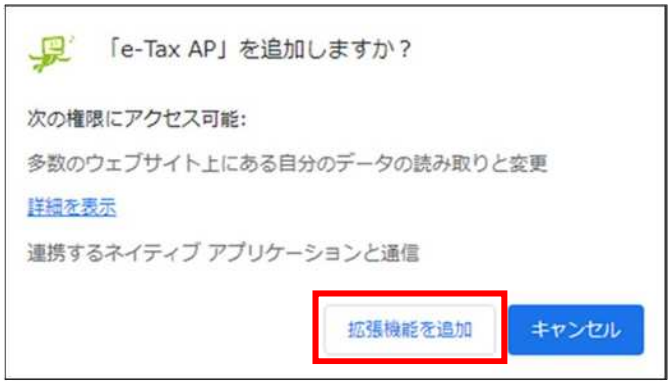

③ 追加が完了するので、「×」をクリックしてダイアログを閉じます。

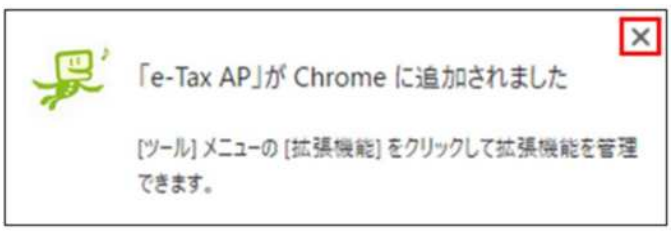

Ｐ10へ

（６） 【Microsoft Edgeの方】

① 前頁の【Google Chromeの方】作業①の画面の「Chromeに追加」のボタンが「インストール」になっていますが、作業は一緒です。

「インストール」をクリックすると、以下のダイアログが表示されるので、「許可」をクリックします。

後続の作業は、前頁【Google Chromeの方】作業②、③と操作をして完了です。

※ ①のダイアログが表示されない場合の作業

② 「…」をクリックし、続いて「拡張機能」をクリックします。

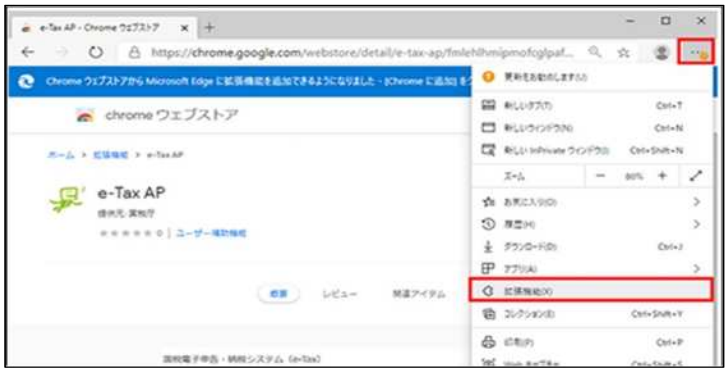

③ 「他のストアからの拡張機能を許可します。」のボタンをクリックし、オンの状態にします。

上記①に戻り、後続の作業をします。

（7） ブラウザ拡張機能のインストールが完了したら、動作環境チェック画面に戻り、「事前準備セットアップ」をクリックします。【Windouws用】

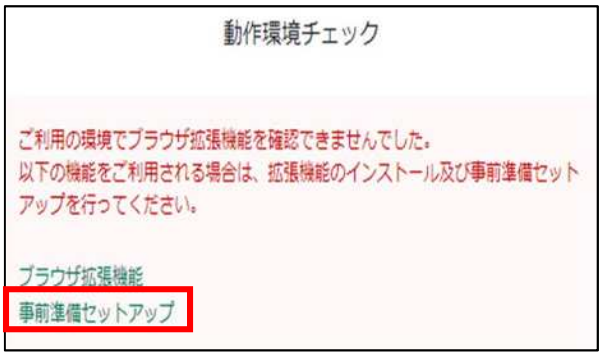

（8） ダウンロードしたインストーラーを起動し、すべてのブラウザを終了させたことを確認の上、画面のとおりクリックしていきます。

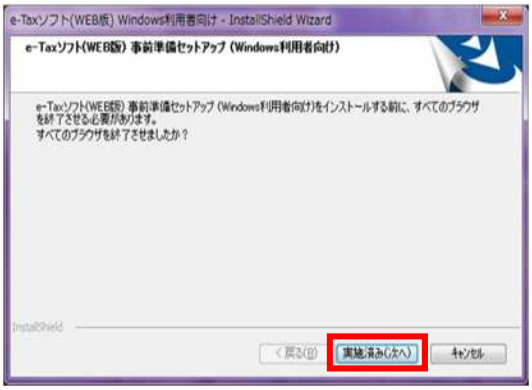

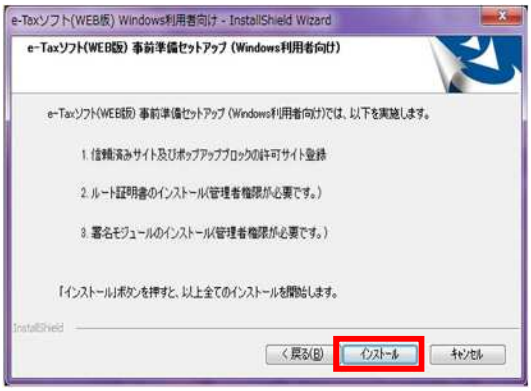

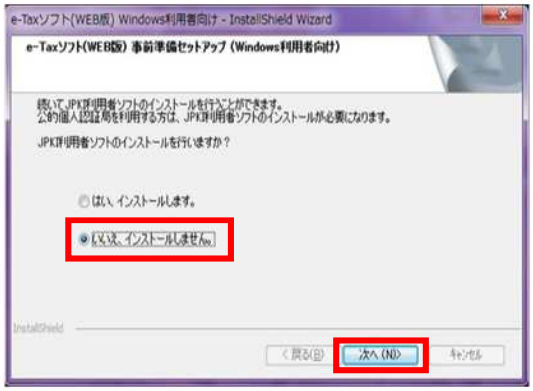

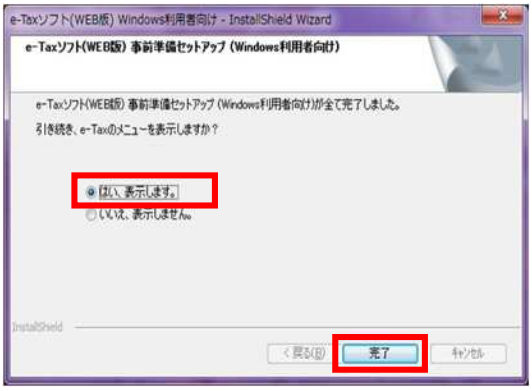

JPKI利用者ソフトは、公的個人認証サービスから発行されたICカード（マイナンバーカード）に記録された電子証明書を利用するために必要なソフトウェアです。
公的個人認証サービス以外の認証局をお使いの方はインストールする必要はありません。
また、徴収高計算書の送信、電子納税についえは電子署名を必要としないため、インストールする必要はありません。

5　e-Ｔａｘソフト（ＷＥＢ版）へログイン

【利用者識別番号（ＩＤ）をお持ちでない方】

（1）　ログイン選択画面で、初めての方はアカウント作成をクリックします。

（2）　開始届出書新規を選択し、クリックします。

（3）　必要事項を入力し、送信します。利用者識別番号を即時取得できます。

【注意事項】

確定申告を税理士に依頼している場合には、利用者識別番号をすでにお持ちの可能性があります。

原則ひとりの納税者に１つの利用者識別番号しか持てないため、関与税理士がいる場合には、利用者識別番号を税理士に確認してください。

【利用者識別番号（ＩＤ）をお持ちの方】

（1） ログイン選択画面で、個人の方、法人の方をいずれかを選択し、クリックします。

（2） 利用者識別番号とパスワードを入力し、ログインします。

【注意事項】

利用者識別番号とは、e-Taxを利用するための16桁の数字によるＩＤです。

確定申告を税理士に依頼している場合で、パスワードを忘れた場合には、ご自分でパスワードを変更せず、税理士に確認してください。

6　基本情報の登録

（1）　ログインするとメインメニューが開きます。

　初めてe-Taxソフト（WEB版）を使用する際には、基本情報の登録が必要になりますので、「マイページ」をクリックします。

　すでに基本情報の登録が完了している場合には、P15へ進みます。

（2）　マイページの「基本情報」をクリックします。

　メールアドレスを登録しておくと、「一般的なお知らせ」と「申告・申請・納税などの情報をメッセージボックスに格納したお知らせ」を登録したメールアドレス宛にお送りします。

　なお、メールアドレスは、３つまで登録可能です。

（3） 必要事項を入力の上、「変更する」をクリックし、基本情報の登録が完了します。

【注意事項】
この基本情報の内容（氏名（名称）や住所等）が所得税徴収高計算書等の氏名・住所等に反映されます。

7　所得税徴収高計算書の作成、送信

（1）　メインメニューの「申請・納税手続を行う」をクリックします。

（2）　「新規作成」の「操作に進む」をクリックします。

（3） 「徴収高計算書を提出する」の「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般）」をクリックします。

（4） 提出先税務署等の内容を確認して「次へ」をクリックします。

（5） 必要事項の入力及び該当項目へのチェックを付け、「次へ」をクリックします。

（6） 必要事項を入力して「次へ」をクリックします。

（7） 入力された内容を確認し、「次へ」をクリックします。

【ダイレクト納付の届出登録なしの場合】

（8） 「送信」をクリックします。

（ダイレクト納付の届出が登録済の場合には、自動ダイレクトの選択画面が表示されます。その場合は、次頁。）

【注意事項】
ここの送信では、納付の基になるデータ（所得税徴収高計算書のデータ等）を送信しただけで、納付はまだ完了していません。
後続の手続きを忘れないようにご注意ください。

P22へ

【ダイレクト納付の届出登録ありの場合】

（9） 自動ダイレクトの内容（引落日、引落口座等）を確認し、確認した内容で問題なければ「自動ダイレクト利用」にチェックを付けたまま「送信」をクリックします。

e-Taxソフト（WEB版）では、初期設定でチェックが付いています。
引落日を任意に設定したい場合には、チェックを外して送信します。

（10） 自動ダイレクトの確認メッセージを確認し、「はい」をクリックします。

【送信時チェックを付けた場合】

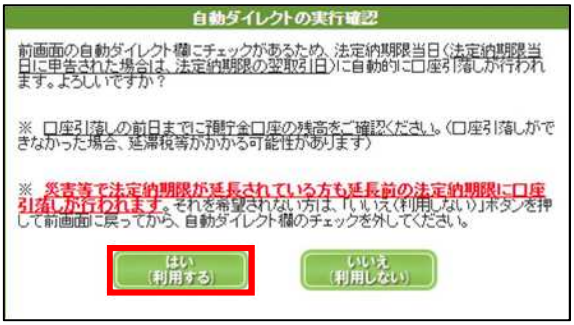

【送信時チェックを外した場合】

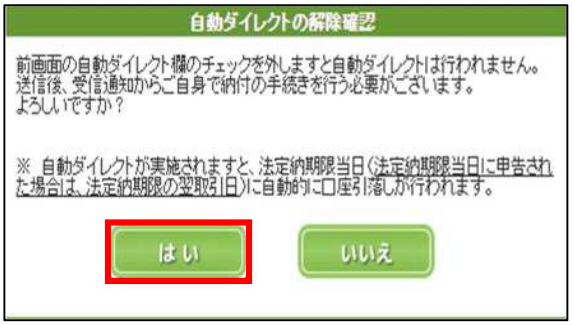

（11） 最終確認メッセージを確認し、「はい」をクリックし、送信します。

【参考」自動ダイレクトについて［令和６年４月からの新機能］

➢　自動ダイレクトとは

e-Taxの申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目が表示されるので、チェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続をすることができる機能です。自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限となります。

なお、法定納期限当日に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日に口座引落しされます。

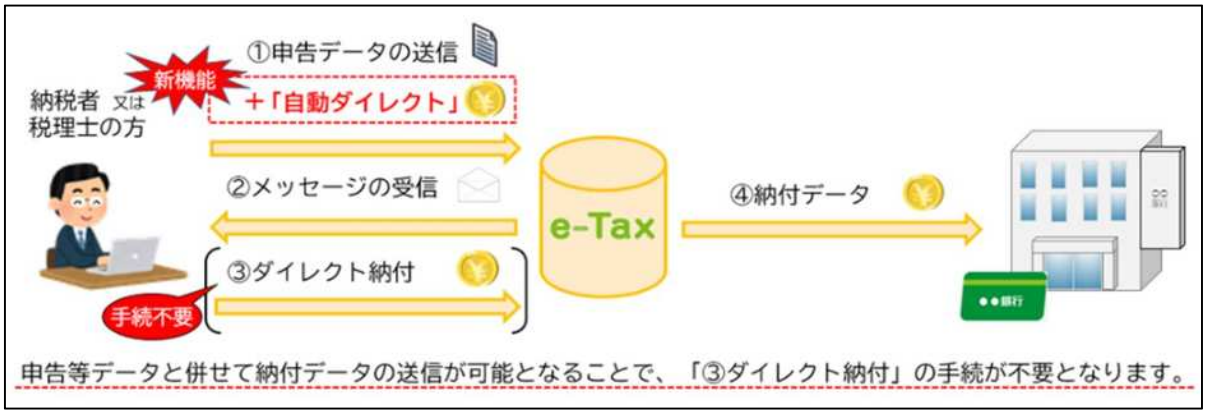

➢　利用条件

次のすべての条件に該当する場合に利用できます。

・　令和６年４月１日以降、法定納期限が到来する申告手続
・　法定納期限内に申告手続をする場合

➢　利用にあたっての注意事項

・　納税額の上限について

法定納期限当日に自動ダイレクトの手続をした場合は、以下の表のとおり納税額に上限があります。

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～ 令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

・　会計ソフトの対応状況

利用する会計ソフトによっては、自動ダイレクトに対応していない場合がありますので、その場合には従来の方法による申告後に納付指図する方法によりダイレクト納付をご利用ください。

(12)　データの送信が完了すると即時通知が表示されるので、送信が完了していることを確実に確認し、「受信通知の確認」をクリックします。

※　エラーの場合、エラー内容が表示されるので再度手続きをします。

(13)　受信通知の内容を確認し、納付手続へ進みます（各納付手段のページへ）。

すぐに納付手続をしない場合には、メッセージボックスから受信通知を開きます。

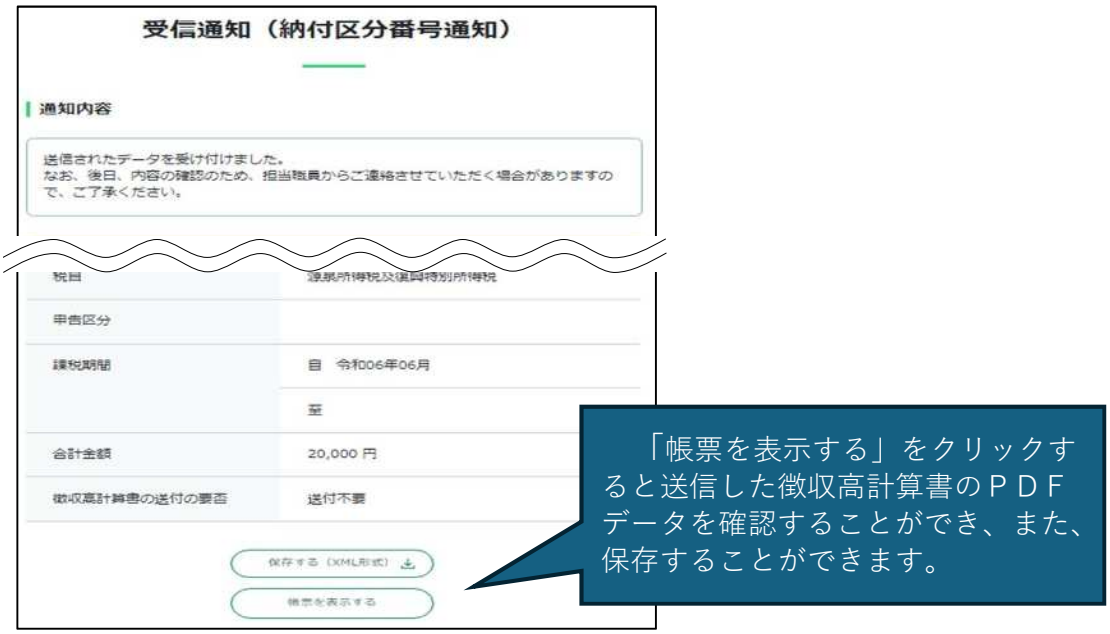

ダイレクト納付　P23へ
インターネットバンキング　P25へ
クレジットカード納付　P26へ
スマホアプリ納付　P28へ

8　所得税徴収高計算書の納付手続

（1）　メインメニューの「お知らせ・受信通知」をクリックします。

（2）　納付する受信通知を選択し、クリックします。

フォルダ切替機能を利用することにより、受信通知の内容によって格納するフォルダ（パスワード付）を分けることができ、担当部署ごとに閲覧できる内容を制限することも可能です。

【注意事項】

受信通知等は、原則格納後1,900日間（約5年間）を経過すると、既読・未読に関わらず削除されます。

なお、納付情報登録依頼及び徴収高計算書で未納の場合には、120日間経過後に削除され、納税証明書の発行受付結果及び発行確認については、90日間（手数料未納の場合は30日間）経過後に削除されます。

また、個人の方の場合、鍵マークのある受信通知の確認には、マイナンバーカードによる認証が必要です。

【ダイレクト納付で納付する場合】

（1） ダイレクト納付の登録が完了している場合には、受信通知のメッセージ内にダイレクト納付の項目が出てくるので、「今すぐ納付される方」または「納付日を指定される方」をクリックします。

（2） 選択項目を選択の上、「上記の内容を全て確認しました。」にチェックを付け、「納付する」をクリックします。

複数口座を登録している場合には、その都度口座を選択できます。

（3） 納付の受付後、受信通知のメッセージ内容が変わるため、内容を確認します。

なお、残高不足等の理由によりエラーとなった場合には、メッセージの内容を確認し対応します。

また、引き落としが完了した場合には、新規に「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されるため、確実に確認します。

おって、指定している納付指定日を取り消す場合には、「納付指定日の取消し」をクリックすることで取り消すことができます。

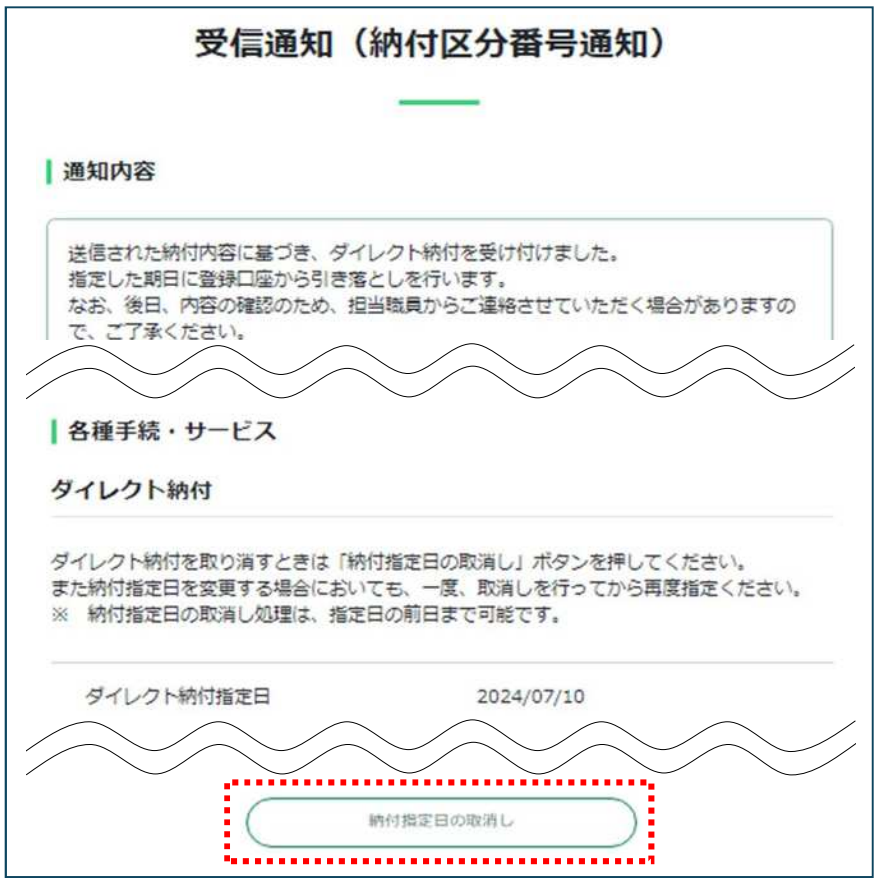

（4） 最終確認メッセージが出るので「はい」をクリックし、取り消します。

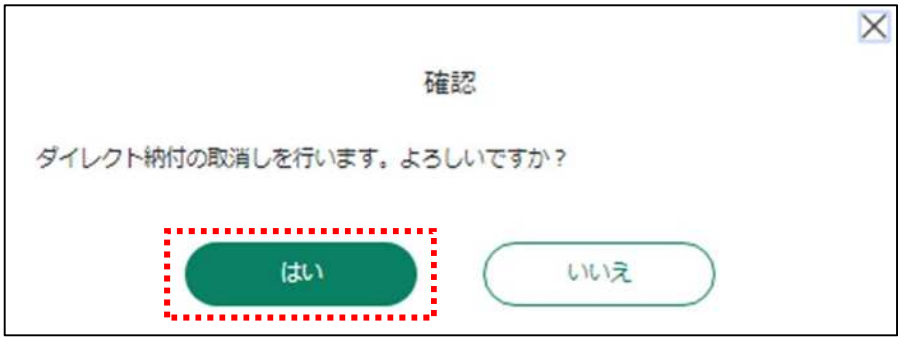

【インターネットバンキングで納付する場合】

（1） 受信通知のメッセージ内に電子納税の項目があるので、「インターネットバンキング」をクリックします。

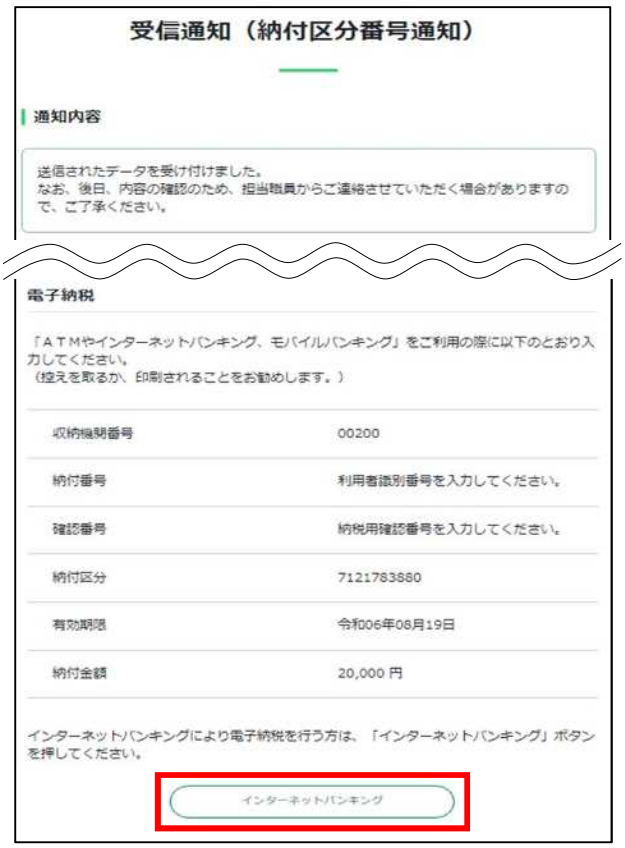

（2） 「e-Gov（電子政府の総合窓口）」が表示されますので、案内に従ってご利用の金融機関を選択します。

各金融機関にインターネットバンキングのページへ切り替わるので、操作を続けます。

なお、選択以降の操作は金融機関ごとに異なります。

（3） 納付が完了したら受信通知の内容が変わりますので、確実に確認します。

【クレジットカードで納付する場合】

（1） 受信通知のメッセージ内にクレジットカード納付の項目があるので、「クレジットカード納付」をクリックします。

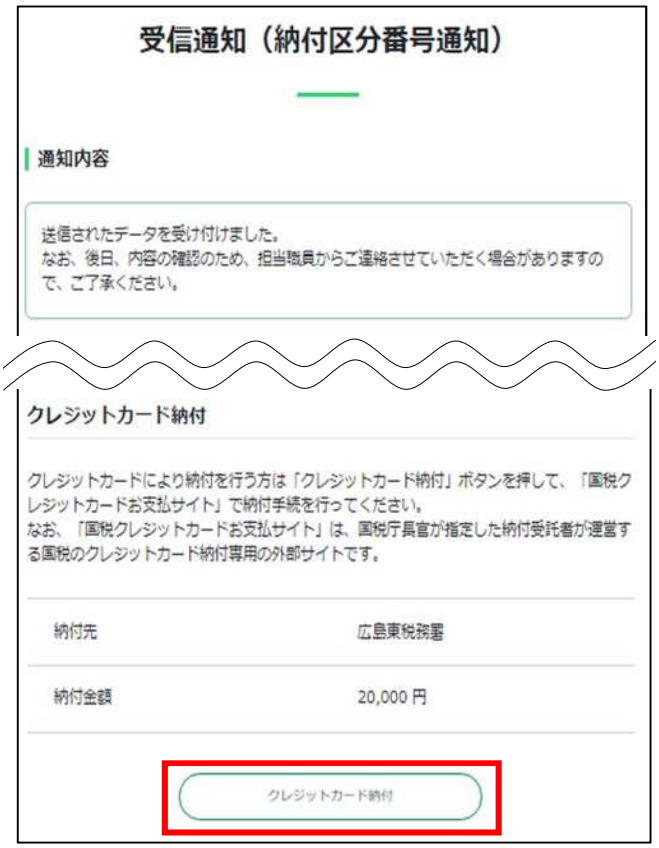

【注意事項】
納付税額に応じた別途決済手数料（１万円ごとに税込99円）がかかります。
一度の手続につき、1,000万円未満、かつ、ご利用になるクレジットカードの決済可能額以下の金額（決済手数料含む）に限り利用が可能です。

（2） 国税クレジットカードお支払いサイトへページが切り替わるので、注意事項等を確認し、２か所にチェックを付け、「同意して次に進む」をクリックします。

（3） 内容を確認し、「決済情報入力」をクリックします。

（4） クレジットカード情報等を入力し、「手続き内容確認」をクリックします。

（5） 内容を確認し、「納付手続き実行」をクリックします。

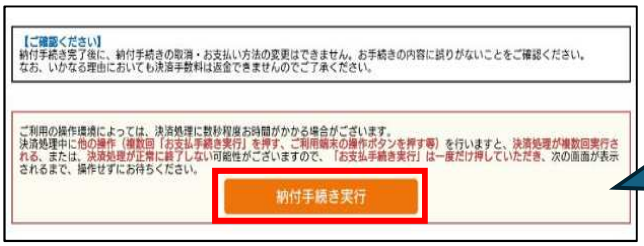

実行後、本人認証のためにワンタイムパスワードなどを求められる場合があるため、画面の案内に従って操作を続けてください。

（6） 「納付手続き完了」画面が表示されます。

消費税申告の際に仕入税額控除を行う場合には、適格簡易請求書（インボイス）として保存しておく必要があるため、当画面のスクリーンショット等を保存してください。（再表示はされません。）

【スマホアプリ納付で納付する場合】

（１） 受信通知のメッセージ内にスマホアプリ納付の項目があるので、「スマホアプリ納付」をクリックします。

（２） パソコンで操作している場合ＱＲコードが表示されるので、当該ＱＲコードをスマートフォンで読み取ると、「国税スマートフォン決済専用サイト」が表示されます。スマートフォンで操作を続け、内容を確認した上で、納付します。（注）ＱＲコードは株式会社デンソーウェーブの商標登録です。

【注意事項】
納付しようとする金額が30万円以下の場合に限り利用が可能です。
アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。

【ご利用可能なＰａｙ払い（令和６年７月現在）】

PayPay　d払い　au PAY　LINE Pay
Pay　amazon pay　R Pay

9　法人税・消費税等の納付手続

法人税・消費税等の確定申告分や予定・中間申告分のキャッシュレス納付について、以下の納付方法があります。

【確定申告分】	【予定・中間申告分】
①　税理士が電子申告する際に自動ダイレクトにチェックを付け送信し、納付する（法人のダイレクト納付の届出登録済かつ税理士が使用する会計ソフトが自動ダイレクトに対応済みの場合に限ります。）　➡P29へ ②　税理士による電子申告送信後、メッセージボックスの受信通知から納付する　➡P30へ ③　納付情報登録依頼を作成・送信後、納付する　➡P31へ ④　インターネットバンキングへログインし、コードを入力してe-Taxにログインすることなく納付する【入力方式】　➡P34へ	
	⑤　メッセージボックスに格納される「予定・中間申告のお知らせ」の参照機能により納付する ➡P35へ ⑥　ダイレクト予納により納付する（年11回中間申告におすすめ）　➡P36へ

①　税理士が電子申告する際に自動ダイレクトにチェックを付け送信し納付する

ダイレクト納付の登録が完了している場合で、法定納期限当日の口座引落しを希望する場合（法定納期限当日に申告する場合には、翌取引日）には、税理士が電子申告をする際に自動ダイレクトにチェック付けてを送信するよう依頼することで納付する。

ただし、会計ソフトの種類によっては対応していないため注意してください。

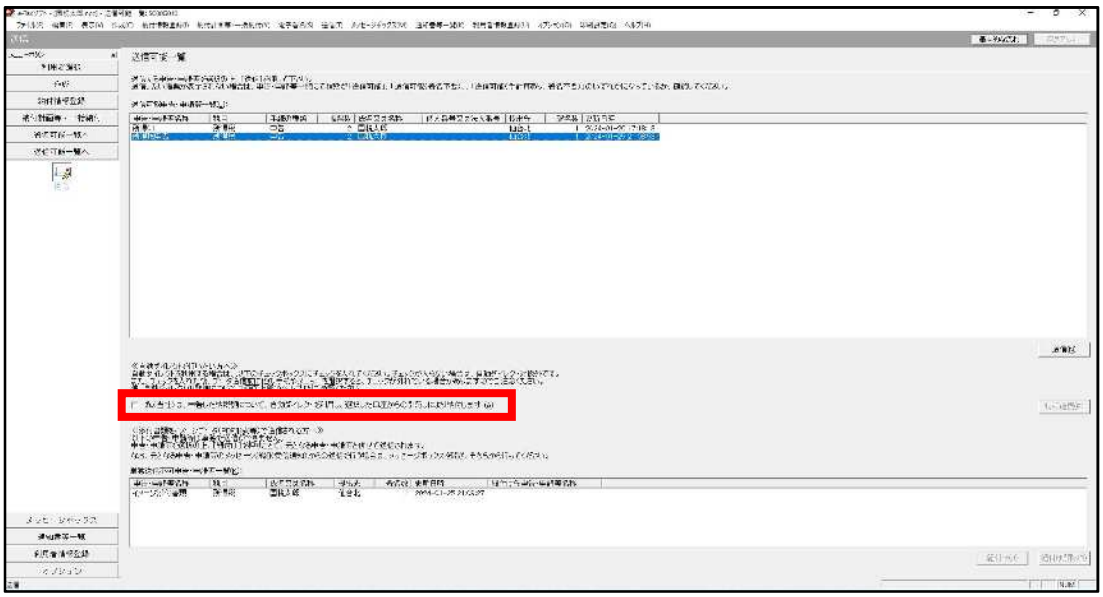

② 税理士による電子申告送信後、メッセージボックスの受信通知から納付する

（1） 税理士から電子申告を送信した旨連絡を受けた後、e-Taxソフト（WEB版）へログインし、メッセージボックス内の「お知らせ・受信通知」をクリックします。

（2） 確定申告を送信したデータとともに「納付情報登録依頼」が格納されているため、「納付情報登録依頼」をクリックします。

（3） 納付手続については、Ｐ22～を参考に納付する。

③　納付情報登録依頼を作成・送信後、納付する

（1）　e-Taxソフト（WEB版）へログインし、「申請・納付手続を行う」をクリックし、さらに「新規作成」の「操作に進む」をクリックします。

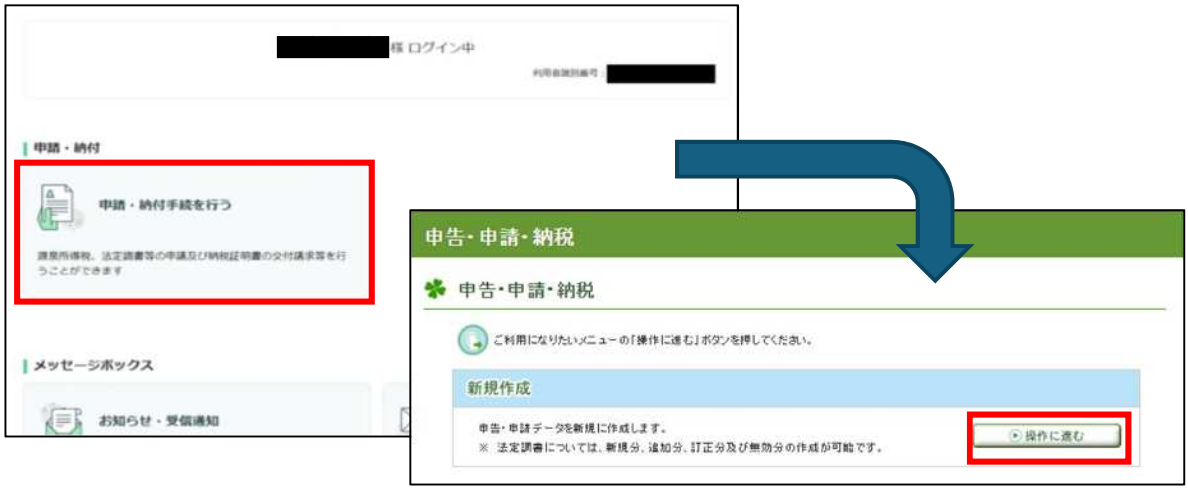

（2）　「納付情報登録依頼」をクリックします。

（3）　提出先を選択し、「次へ」をクリックします。

（4） 「１．新規に納付情報登録依頼を作成する」を選択し、「次へ」をクリックします。

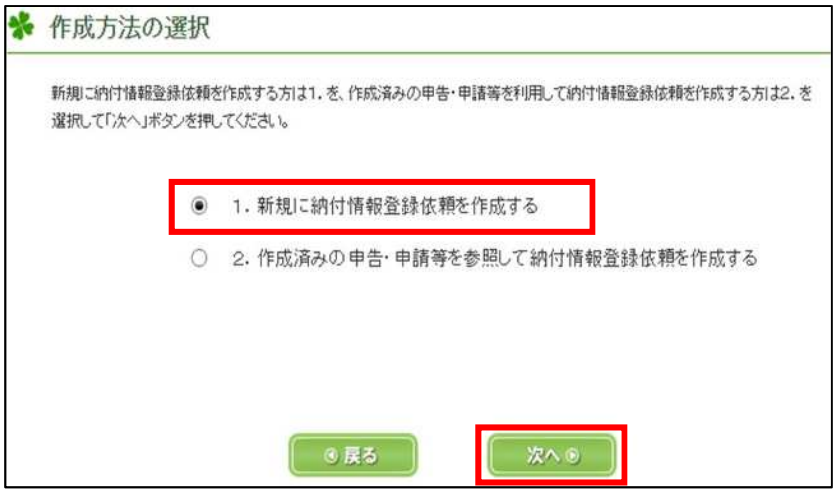

（5） 納付する受信通知を選択し、クリックします。

（6） 納付する受信通知を選択し、クリックします。

（7） 納付する金額を入力し、「次へ」をクリックします。

（8） 入力した内容が表示されるため、内容を確認し、「次へ」をクリックします。

（9） 「送信」をクリックし、最終確認メッセージが出るので「はい」をクリックします。

（10） 送信が完了したことを確認し、「受信通知の確認」をクリックします。

（11） 受信通知のメッセージから、P22～を参考に納付します。
なお、メッセージボックスから開く場合には次の図のとおり。

④　インターネットバンキングへログインし、コードを入力してe-Taxにログインすることなく納付する【入力方式】

（1）　普段ご利用の金融機関のインターネットバンキングへログインし、「税金・料金払込（ペイジー）」をクリックします。

※　金融機関によって用語や順序等が異なる場合があります。

（2）　以下の各種コードを入力した上で「払込」をクリックし、納付します。

金融機関のシステムでの欄の名称	対応するe-Taxの番号の名称
「収納機関番号」欄	収納機関番号【00200】
「納付番号」欄	利用者識別番号
「確認番号」欄	納税用確認番号
「納付区分」欄	納付目的コード
「金額」欄	納付する金額

申告を税理士に依頼している場合には税理士にご確認ください。
なお、「納税用確認番号」をお忘れになっても、マイページにて再設定できます。

【参考】納付目的コードの作成方法

(A) 税目番号 ＋ (B) 申告区分コード ＋ (C) 元号コード ＋ (D) 課税期間（和暦） ＝ 納付目的コード

(A) 税目番号

税目	番号
申告所得税	020
法人税	030
地方法人税	040
消費税及地方消費税	300
申告所得税及復興特別所得税	320
復興特別法人税	330

入力方式は、６税目の納付に限り利用可能です。

(B) 申告区分コード

申告区分	申告区分コード
予定納税１期分	1
予定納税２期分	2
中間申告	3
確定申告	4
修正申告	5
更正	6
決定	7
予納	8
その他	9

(C) 元号コード

元号	元号コード
昭和	3
平成	4
令和	5

(D) 課税期間（和暦）

税目	入力方法
申告所得税、 申告所得税及 　復興特別所得税	納付される申告年分を和暦で入力 (例)　令和5年分の場合 　　→年分のみ「05」と入力
法人税、 地方法人税、 復興特別法人税	納付される事業年度の始期６けたを和暦で入力 (例)　事業年度が令和5年4月1日から令和6年3月31日分の場合 　　→「050401」と入力
消費税及地方消費税	納付される課税期間の始期６けたを和暦で入力 (例)　課税期間が令和5年4月1日から令和6年3月31日分の場合 　　→「050401」と入力

⑤　メッセージボックスに格納される「予定・中間申告のお知らせ」の参照機能により納付する

（1）　その税目において電子申告ないし納付書を使用しない方法での納付を行っている納税者の方には、メッセージボックスに「予定・中間申告のお知らせ」を格納するため、e-Taxソフト（WEB版）へログインし、メッセージボックス内の「お知らせ・受信通知：をクリックします。

（2）　「～税の中間（予定）申告について」をクリックします。

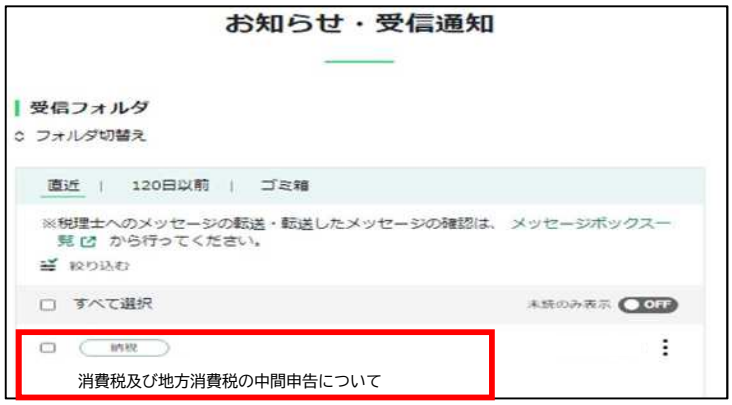

（3）　「参照作成」をクリックすると、自動的に納付情報登録依頼の作成画面へ切り替わり、必要な項目が転記されるため、P33～を参考に納付します。

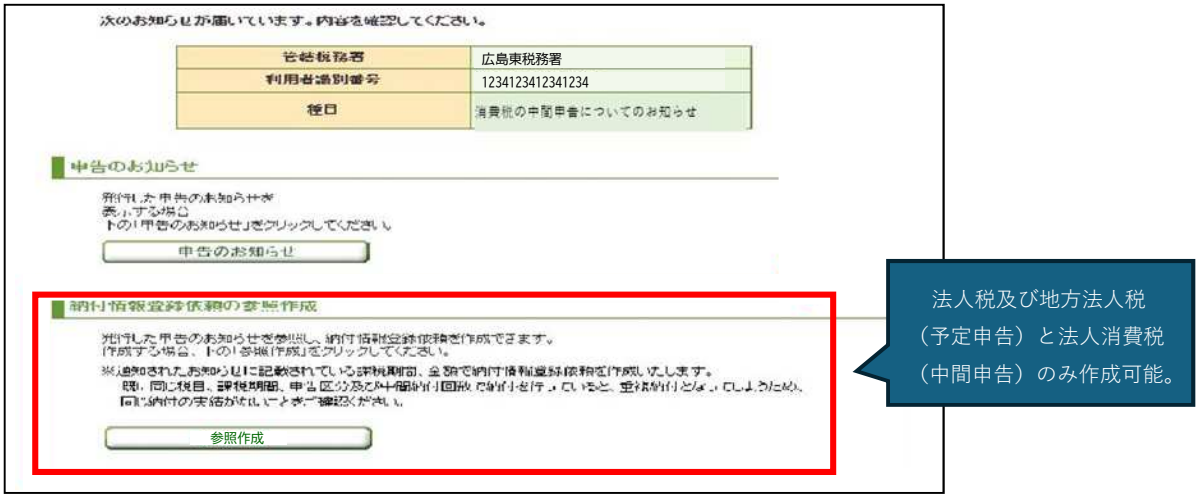

⑥　ダイレクト予納により納付する

（1） e-Taxソフト（WEB版）へログインし、「申請・納付手続を行う」をクリックします。

（2） 「予納ダイレクトの利用」の「操作に進む」をクリックします。

（3） 「新しく予納の申出を行う」をクリックします。

（4） 提出先を選択し、「次へ」をクリックします。

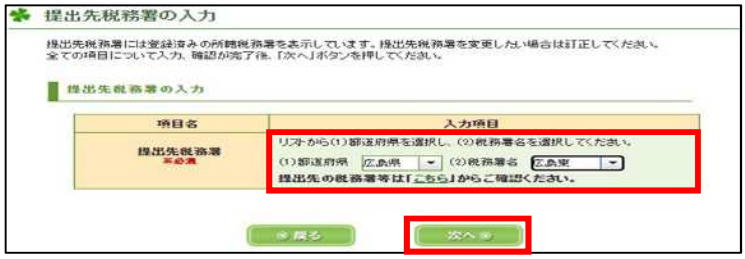

（5） 必要事項を入力または選択し、「次へ」をクリックします。

（6） 納期限の確認メッセージが出るので、「ＯＫ」をクリックします。

（7） 必要事項を入力し、「次へ」をクリックします。

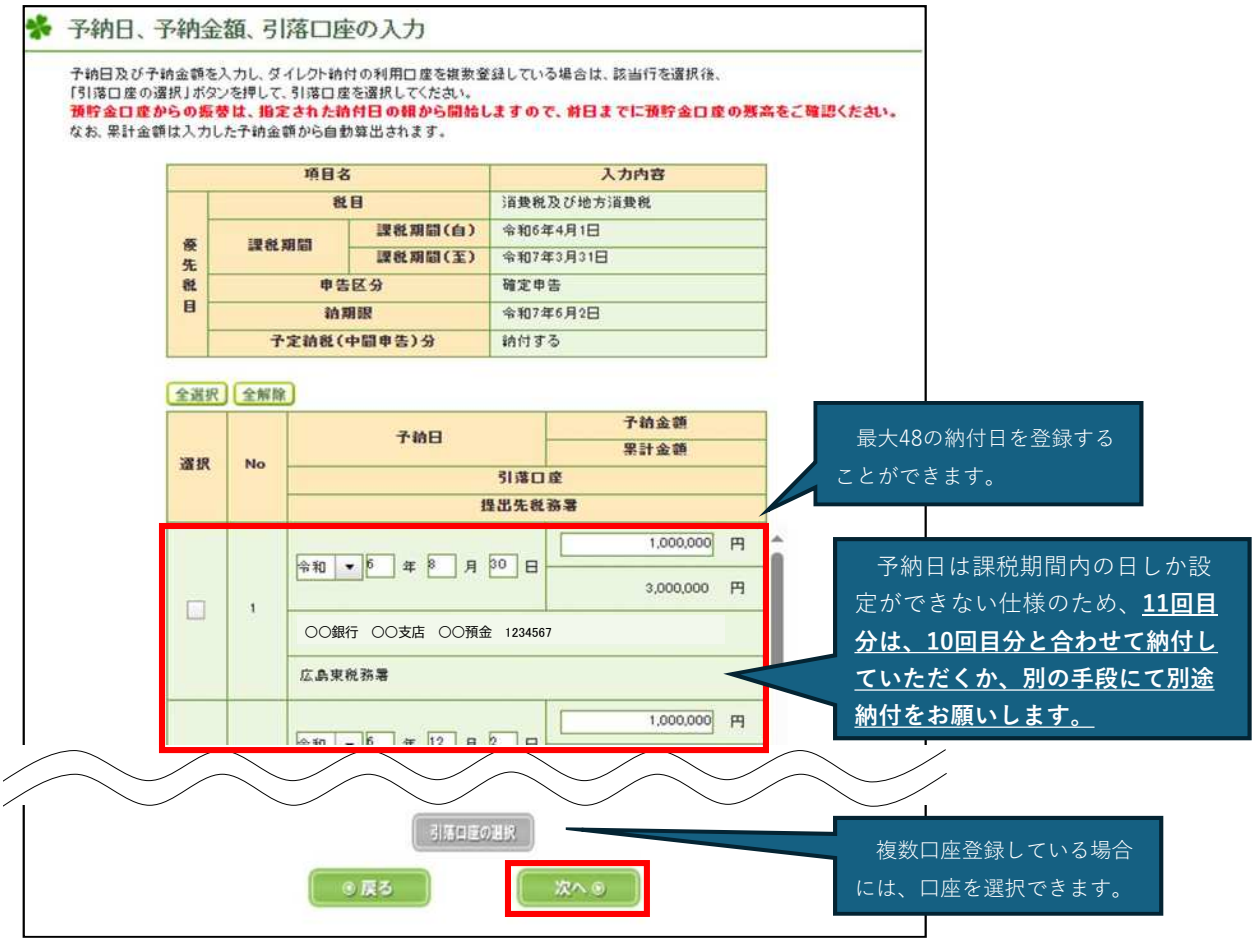

（8） 入力内容を確認し、「予納情報の登録」をクリックします。

（9） 予納情報の登録が完了しました。

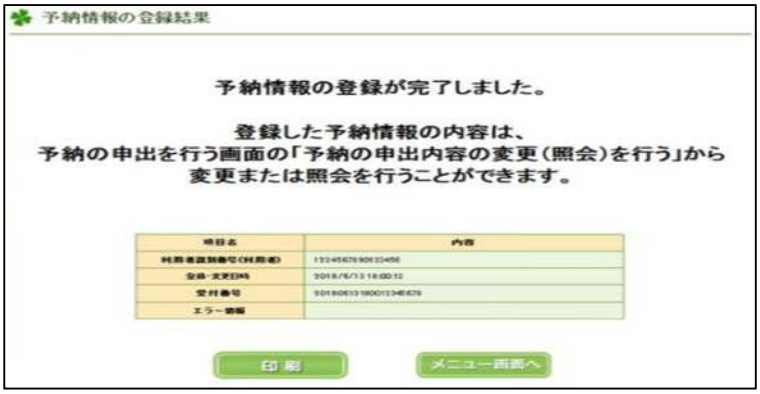

(10) 予納の申出内容の変更や照会を行いたい場合には「予納の申出内容の変更（照会）を行う」をクリックすることで変更や照会を行うことができま

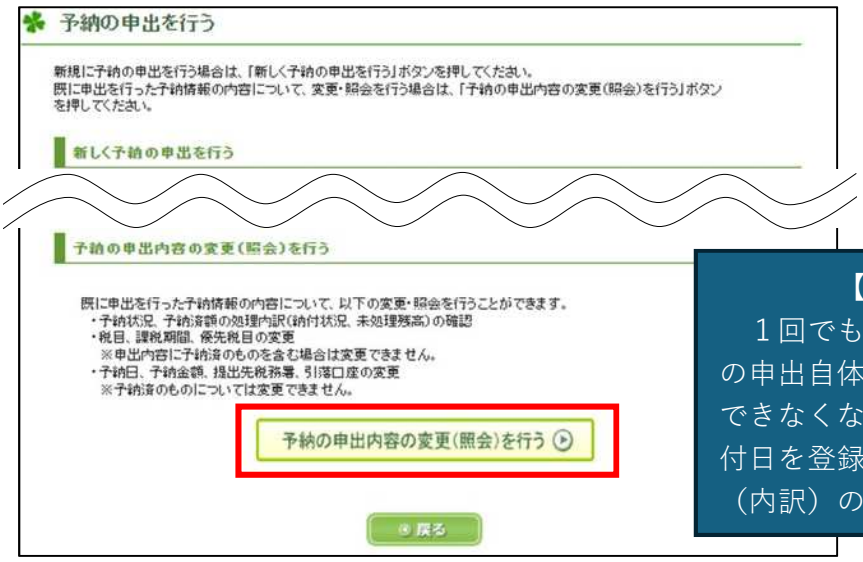

【注意事項】
１回でも納付済になると予納の申出自体の削除をすることはできなくなりますが、複数の納付日を登録した場合の予納情報（内訳）の変更は可能です。

10　よくある質問

Ｑ１　申告書の送信後に「納付情報登録依頼」がメッセージボックスに格納されましたが、なぜですか。

Ａ１　個人納税者に係るメッセージボックスの閲覧については、セキュリティ対策の観点から、 平成31年1月以降、原則としてマイナンバーカード等の電子証明書が必要になりましたが、電子証明書をお持ちでなくても各種電子納税の手続を行うことができるよう、 申告等データに係る受信通知とは別に「納付情報登録依頼」を格納しています。

※　「納付情報登録依頼」は、e-Taxで納税額のある申告等データを送信した場合に格納されます。

なお、法人納税者がe-Taxで納税額のある申告等データを送信した場合にも、申告等データに係る受信通知とは別に「納付情報登録依頼」が格納されます。

Ｑ２　電子納税（インターネットバンキング及びダイレクト納付等）が可能な税目を教えてください。また、附帯税（加算税・延滞税等）についても電子納税は可能ですか。

Ａ２　電子納税は、国税（内国税）に関するすべての税目を対象としていますので、中間申告（予定申告）や予定納税に係る税金についても利用可能です。

また、本税に加えて、附帯税（加算税、延滞税等）についても電子納税は可能です。

Ｑ３　インターネットバンキングによる納税は夜間や休日も利用できますか。

Ａ３　インターネットバンキングによる納税はを行うためには、e-Taxが稼動していることに加え、納税手続を行う金融機関のシステムが稼動していることが必要となりますので、ご利用になる金融機関にあらかじめ確認していただくようお願いします。

Ｑ４　納税用確認番号を忘れてしまいました。どうすればいいですか。

Ａ４　e-Taxソフト（WEB版）にログインし、「マイページ」の「還付・納税関係」メニューから納税用確認番号等・カナ氏名にあるチェックボックスをチェックしてください。

納税用確認番号の入力欄が表示されるので、新たに利用される納税用確認番号（ご自身で決めた半角6桁の数字）及び納税用カナ氏名・名称を入力し、『変更』をクリックしてください。以後は、新たに登録された納税用確認番号をご利用ください。

Ｑ５　ダイレクト納付は夜間や休日も利用できますか。

Ａ５　ダイレクト納付の利用は、e-Taxの利用可能時間内であること、かつ、ダイレクト納付が利用できる各金融機関のオンラインサービス提供時間内であることが必要です。

　なお、土日祝日には即時に納付することができませんので、土日祝日にダイレクト納付を利用する場合には、納付日が平日となるよう指定してダイレクト納付を行ってください。

Ｑ６　ダイレクト納付利用届出書を提出した後に、ダイレクト納付が利用可能となった日は、どのようにして知ることができますか。

Ａ６　税務署と金融機関の登録手続が完了すると、「ダイレクト納付登録完了通知」がe-Taxのメッセージボックスへ格納され、ダイレクト納付の利用が可能となります。

　なお、メールアドレスを登録いただいている方には、メッセージボックスに新たなメッセージが格納されたことを、メールでもお知らせしますので、メールアドレスの登録をお勧めします。

Ｑ７　期日指定納付によりダイレクト納付をする場合、いつまでに納税資金を預貯金口座に準備しておけばよいですか。

Ａ７　期日指定納付では、指定された期日の朝に引落しが行われます。

　そのため、納税資金は前日までに事前に届出等をした預貯金口座に準備していただく必要があります。

Ｑ８　期日指定納付において、指定期日や引落し預貯金口座の変更又は即時納付への変更は可能ですか。

Ａ８　期日指定納付を選択している場合、指定期日を早める又は法定納期限まで延ばすなどの変更を行うときや、引落しを行う預貯金口座（既にダイレクト納付利用可能口座として登録済のものに限ります。）の変更を行うときは、メッセージボックスを開いていただき、ダイレクト納付期日指定を一旦取り消すことにより変更が可能となります。期日指定の取消しが行われると、ダイレクト納付を選択していない状態に戻りますので、再度、期日指定を選択し、変更した期日の入力や引落し預貯金口座の選択をしてボタンをクリックしてください。

　また、期日指定の取消しを行ってダイレクト納付を選択していない状態に戻ったときに、即時納付を選択することで直ちに納付することも可能です。

Q９　自動ダイレクト納付エラー通知が格納されましたが、申告書は提出できていますか。

Ａ９　自動ダイレクト納付エラー通知が格納された場合でも、申告等データは送信されております。

Q10　自動ダイレクトにより設定された引落日を変更するにはどうすればよいですか。

Ａ10　引落日を変更する場合は、受信通知（納付区分番号通知）からダイレクト納付の取消しを行い、同じ受信通知（納付区分番号通知）から再度ダイレクト納付をしてください。

※　法定納期限当日に申告書を送信し、ダイレクト納付の取消しを行った場合、再度期日を指定して納付することができません。この場合は、「今すぐに納付される方」を選択してダイレクト納付を行ってください。

Q11　「自動ダイレクト対象外」と表示されました。どうすればよいですか。

Ａ11　自動ダイレクトを利用できませんので、申告書等データを送信後、メッセージボックスに格納される受信通知（納付区分番号通知）から納付手続を行ってください。

Q12　訂正申告で自動ダイレクトを行うにはどうすればよいですか。

Ａ12　当初の申告で自動ダイレクト又は期日指定を利用している場合、当初申告の受信通知（納付区分番号通知）をご確認いただき、ダイレクト納付を取り消した後、訂正申告の申告等データを送信する際に、自動ダイレクト欄をチェックすることで、自動ダイレクトが利用できます。

当初の申告で自動ダイレクト又は期日指定を利用している場合に、ダイレクト納付を取り消さず、訂正申告で自動ダイレクトを利用すると、二重納付と判定され、ダイレクト納付エラーとなります。

Q13　申告期限を延長している場合、自動ダイレクトは利用できますか。

Ａ13　申告期限を延長している場合、本来の申告期限(法定納期限)までに申告手続を行う場合に限り、自動ダイレクトを利用することができます。

なお、この場合の引落日は、申告期限が延長された日ではなく、本来の申告期限です。

e-Taxホームページ

e-Taxホームページでは、利用開始の手続、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q＆A）など、e-Taxに関する情報についてお知らせしていますので、ぜひご覧ください。

e-Taxの利用可能時間

メンテナンス時間を除き24時間ご利用可能です。

メンテナンス時間については、e-Taxホームページをご確認ください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

国税庁では、e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせに電話で対応する専門窓口(税務相談等を除く。)として、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクを設置しております。

ご利用の端末・環境に依存する問題が発生した場合、お問い合わせ内容によっては解決方法をご案内できないこともございますので、予めご承知おきください。

ナビダイヤル（全国一律の通話料金）

℡ 0570-01-5901

※　上記ナビダイヤルに繋がらない場合などはこちら（通常電話料金）℡ 03-5638-5171

間違い電話が非常に多くなっておりますので、くれぐれもおかけ間違えのないようにご注意願います。

【ヘルプデスクの受付時間】

月曜日～金曜日　9時～17時　※　休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。

キャッシュレス納付に係る広島国税局ホームページ

広島国税局では、納税者の利便性向上のため、簡単で便利なキャッシュレス納付の周知・広報に取り組み、操作マニュアルや動画の作成、広報素材の提供などを実施しています。

e-TaxやeLTAXの操作方法等について、掲載のマニュアルや動画等をご覧いただき、ぜひキャッシュレス納付をご利用ください。

【広島国税局ホームページはこちら】

税務職員ふたば